

## 各分科会報告に関する意見

2018年4月26日

読売新聞西部本社編集局総務 大沢陽一郎

各分科会において検討中の制度概要案とその課題について、これまでの議事録を読ませていただき、現時点で若干の意見を申しあげます。

仮に少年法の適用年齢を現行の「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げる場合、これまで教育的処遇を受けてきた18歳、19歳にどのような働きかけを行うかが焦点になると思います。特に比較的軽微な犯罪のケースでは、通常の刑事手続きだと起訴猶予や罰金刑となるため、更生に向けた教育の機会が失われかねないという問題がかねて指摘されています。

中間報告で挙げられている、「若年者に対する新たな処分」「罰金の保護観察付き執行猶予の活用」「更生緊急保護の対象範囲の拡大」などが、働きかけの具体策となると思われますので、制度設計に向けた更なる検討を望むところです。その際、大切なのは、18歳、19歳ら若年者の更生につなげるにはどのような仕組みが最適なのかという視点だと思います。軽い罪を犯した時点でしっかりと教育や働きかけを行い、再犯の芽を着実に摘んでいく。その積み重ねが凶悪犯罪に走る若年者を減らすことにもつながるのではないかと感じます。

保護観察が働きかけの中心になると思われますが、再犯防止の観点から、実効性のある手立てを柔軟に検討していただければと希望します。

例えば、家庭や交友関係に問題があれば、更生のためには、そうした環境と一定期間切り離すことが必要な場面も出てくるでしょう。遵守事項をきちんと守らせる方策も考えておくことが求められます。

また、家庭裁判所調査官や少年院教官らの力やノウハウを可能な限り活用することも視野に入れるべきではないでしょうか。

最後に、新たな仕組みの検討と並行して、更生を支える態勢を整えていくことの重要性を改めて申しあげたいと思います。社会内処遇の主な担い手となっている保護司は高齢化が目立ち、後継者不足も指摘されています。議論の場は法制審では必ずしもないのかもしれませんが、新たな仕組みがきちんと機能できるようにするためにも、保護司を安定的に確保する方策の検討が望まれます。